

【訪問看護重要事項説明書】

1・事業所の概要

(1) 事業所の所在地など

事業所の名称	エヌアイ在宅サービスステーション
施設の所在地・連絡先	<住所>横浜市青葉区市ヶ尾町 25-6 <電話番号> 045-979-5015 <FAX> 045-972-9580
介護保険事業所番号	1463790235
管理者の氏名	秋山 静子
サービス提供地域	横浜市青葉区・横浜市都筑区・横浜市緑区 川崎市麻生区・川崎市宮前区

(2) 事業の目的、運営方針

事業の目的	自宅で療養される方が安心して療養生活が送れるようにサービスを提供し、居宅においてご契約者の有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。
運営の方針	ご契約者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、ご契約者個々の主体性を尊重し、地域の保険医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所の職員体制

職種	業務内容	常勤人数	非常勤人数	合計
管理者	職員管理業務等	1名		1名
看護師	看護サービス業務	5名		5名
理学療法士	リハビリ業務	3名		3名
				9名

(4) サービス提供日時

サービス提供日時	月曜日から金曜日 8:30～17:30 まで
休業日	土・日・祝日 1月1日～1月3日は休み

※当事業所は、平成30年12月1日より24時間電話相談の出来る体制と必要時に訪問できる体制をとることとなりました。(24時間対応体制による加算の対象となりますので、ご希望される場合には、別途料金が発生します)

2・サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活が送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師が定期的に訪問し、必要な処置を行い在宅療養の援助を行います。

3・利用料金

別紙「利用料金一覧表」ご参照ください。

4・キャンセル料

キャンセルの場合は前日までにご連絡下さい。当日キャンセルは料金が発生しますのでご注意ください。

5・苦情の受付

＊当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口にて対応します。

当事業所お客様相談窓口	<窓口責任者> 管理者 秋山 静子 <利用時間> 月曜日～金曜日 8:30～17:00 <連絡先> 電話 045-979-5015 FAX 045-972-9580
青葉区役所 高齢・障害支援課	<所在地> 横浜市青葉区市ヶ尾町 31-4 <利用時間> 月曜日～金曜日 8:45～17:00 <連絡先> 電話 045-978-2479 FAX 045-978-2416
緑区区役所 高齢・障害支援課	<所在地> 横浜市緑区寺山町 118 <利用時間> 月曜日～金曜日 8:45～17:00 <連絡先> 電話 045-930-2315 FAX 045-930-2310
都筑区役所 高齢・障害支援課	<所在地> 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1 <利用時間> 月曜日～金曜日 8:45～17:00 <連絡先> 電話 045-948-2306 FAX 045-948-2490
川崎市宮前区役所 高齢・障害者 支援係	<所在地> 川崎市宮前区宮前平 2-20-5 <利用時間> 月曜日～金曜日 8:30～17:00 <連絡先> 電話 044-856-3238 FAX 044-856-3163
横浜市 はまふくコール (苦情相談コールセンター)	<所在地> 横浜市中区本町 6-50-10 <受付日時> 月曜部～金曜日 9:00～17:00 (土日祝日及び12月29日～1月3日は除く) <連絡先> 電話 045-263-8084 FAX 045-550-3615
神奈川県国民健康保険団体連合会	<所在地> 横浜市西区楠町 27-1 <利用時間> 月曜日～金曜日 8:30～17:15 <連絡先> 電話 045-329-3447 FAX 045-329-3446

6・訪問看護事業所（法人）の概要

事業所名称	中川徳生会
代表者名	理事長 高橋 栄治郎
所在地	横浜市都筑区南山田 2-39-35
業務の概要	第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業 居宅介護支援事業、居宅介護支援事業の受託経営 地域包括支援センター

7・非常災害時の対応

地震・風雪災害などの自然災害発生、または警報などが発令された場合は、サービスの提供を中止する場合があります。その場合はステーションから連絡をします。

8・感染症対策の強化

ステーションは感染症の予防及びまん延防止のために指針を整備し、研修及び訓練を定期的を実施します。感染症の流行状況や罹患状況によって、マスクの着用をご利用者へお願いする場合があります。

9・高齢者虐待防止に関する事項

ステーションはご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

10・ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合は、サービスを中止し状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

（叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す）

11・身体拘束の禁止

原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束を行なわないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前にご利用者およびそのご家族等へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。また、早急に身体拘束を解除できるように努めます。

12・緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所等へ連絡をします。

*主治医

病院名	
主治医	
所在地	
電話番号	

*家族等

氏名（続柄）	（続柄）
住所	
電話番号	